

議案第 47 号

行田市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律による改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市税条例の一部を改正する条例

行田市税条例（昭和２５年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２７条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第２９条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２９条の３の２第１項第３号及び第２９条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第２９条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第２９条の３の３第１項中「第５３条の２」を「第３５条の２」に改め、「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１４条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１４条の２の２ 令和８年４月１日以後に第７９条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第７９条第１号オの加熱式たばこをいい、第８０条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第８１条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第７９条第１号アの紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附

則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に規定するもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に規定する加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に規定する加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に規定する加熱式たばこ(第80条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第14条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施

行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の行田市税条例（以下「新条例」という。）第27条の2及び第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第29条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、この条例の施行の日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の行田市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の3の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、この条例の施行の日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条ただし書に規定する施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項

に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、行田市税条例第79条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第81条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 行田市税条例第81条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第14条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 4 8 号

行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

市役所本庁舎等の電気自動車用急速充電設備の利用を終了することから、条例を廃止しようとするものである。

行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例を廃止する条例

行田市電気自動車用急速充電設備の利用に関する条例（平成２９年条例第９号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 49 号

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

建設業法施行令の改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例（平成２５年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３条第１０号及び第４条第６号中「第３４条第１項」を「第３７条第１項」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 0 号

行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事請負契約の締結について

行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事請負契約を次のとおり締結することについて、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 1 号）第 2 条の規定により議決を求める。

- 1 契 約 の 目 的 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 請 負 代 金 額 金 4 0 9 , 4 2 0 , 0 0 0 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 3 7 , 2 2 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 埼玉県行田市忍 2 丁目 1 9 番 1 号
株式会社清水アーネット 行田本店
取締役行田本店長 市川 祥路

令和 7 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

参 考 資 料

行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事概要

1. 工 事 名 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事
2. 工事箇所 行田市大字和田 1 2 4 2 番地
3. 工 期 開始日 行田市議会の議決後、発注者の指定する日 から
完了日 令和 8 年 3 月 1 7 日 まで

4. 工事の概要

(1) メインアリーナ（観客席、ランニングコース含む）空調設備設置

※既存ダクトを活かした冷温水発生機による空調方式

① 新設

- ・吸収式冷温水発生機 1 台
- ・冷却塔 3 台
- ・冷温水ポンプ 1 台
- ・冷却水ポンプ 1 台
- ・エアハンドリングユニット 4 台

② 上記に伴う配管、ダクト、自動制御設備工事、電気設備工事

(2) サブアリーナ空調設備設置

※輻射式パネル併用ビルマルチエアコンによる空調方式

① 新設

- ・室内機 1 0 台
- ・室外機 2 台

② 上記に伴う配管、自動制御設備工事、電気設備工事

◆ 凡 例



メインアリーナ（観客席、バックステージ含む）

空調方式・・・既存設備を活用した冷温水発生機による空調方式

・吸収式冷温水発生機 1 台

・冷却機 3 台

・冷温水ポンプ 1 台

・冷温水ポンプ 1 台

・STAND リングユニット 4 台

◆ 凡 例

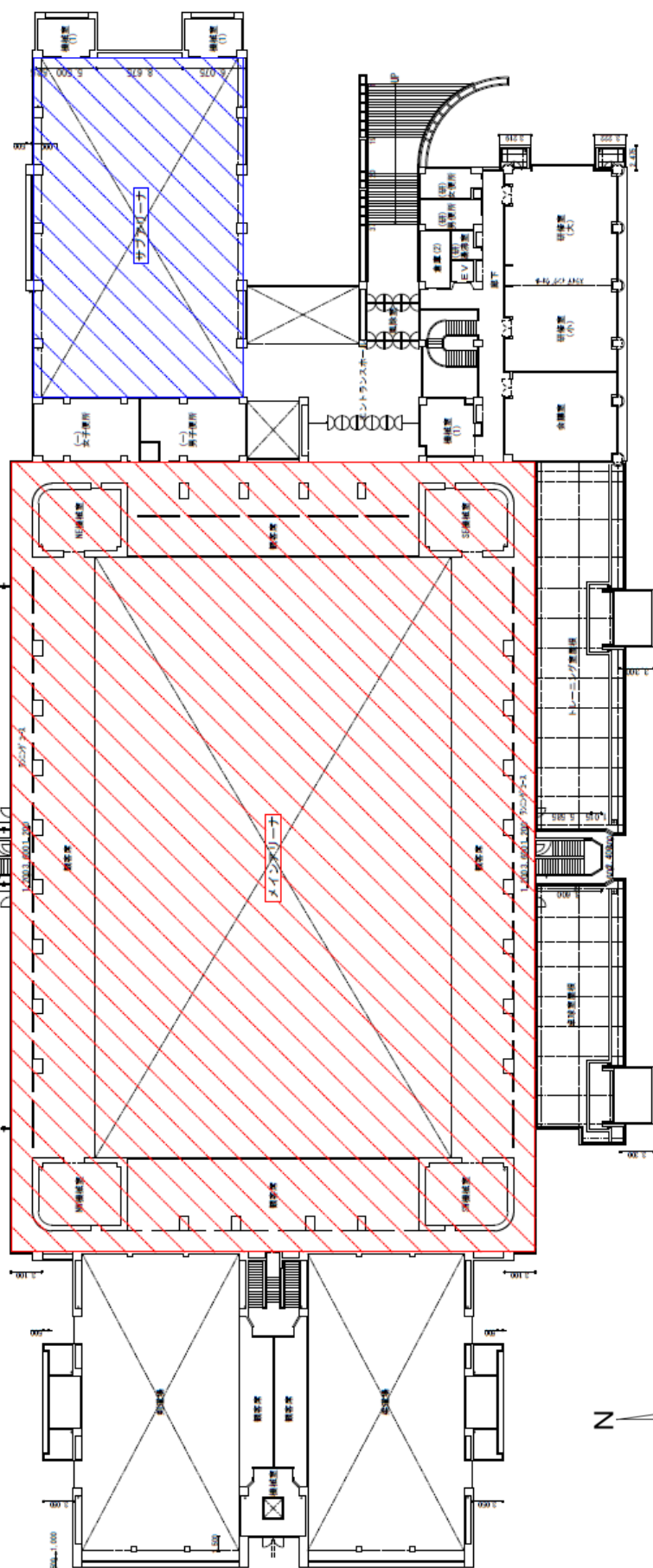


サブアリーナ

空調方式・・・輻射式パネル併用ヒートポンプによる空調方式

・室内機 10 台

・室外機 2 台



2 階平面図

行田市建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事
- 2 工事場所 行田市大字和田1242番地
- 3 工期 開始日 行田市議会の議決後、発注者の指定する日 から
完了日 令和8年3月17日 まで
- 4 請負代金額 金 409,420,000円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 37,220,000円
- 5 契約保証金 請負代金額の100分の10以上
- 6 前払金 163,700,000円
- 7 中間前払金 81,800,000円
- 8 その他特定条件
この仮契約は、行田市議会の議決を経たときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第234条第5項に規定する契約書とみなす。
ただし、この仮契約が市議会で否決されたときは、無効とし、発注者は一切の責任を負
わない。

上記の工事について、発注者 行田市 と受注者 株式会社清水アーネット 行田本店 とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的处理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和7年5月14日

埼玉県行田市本丸2番5号
発注者 行田市
行田市長 行田 邦子

埼玉県行田市忍2丁目19番1号
受注者 株式会社清水アーネット 行田本店
取締役行田本店長 市川 祥路

入 札 結 果

- 1 開 札 年 月 日 令和7年5月9日
- 2 予定価格（事前公表） 446,300,000円
- 3 調査基準価格（事後公表） 410,500,000円
- 4 失格基準価格（事後公表） 371,885,000円

5 入 札 結 果

入 札 参 加 業 者	第 1 回	
	入 札 額 (円)	順位
ソーセツエンジニアリング株式会社 熊谷支店	410,600,000円	3
ムサシ産業機械株式会社 本店	372,610,000円	2
株式会社清水アーネット 行田本店	372,200,000円	1

- ・ 予定価格は消費税及び地方消費税の額を控除した額である。
- ・ 入札額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込に係る金額である。

6 取 得 方 法 一般競争入札

議案第 5 1 号

消防ポンプ自動車の取得について

消防ポンプ自動車を次のとおり取得することについて、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 1 号）第 3 条の規定により議決を求める。

1 品 名 消防ポンプ自動車（C D - I 型）

2 数 量 2 台

3 取 得 方 法 一般競争入札

4 取 得 金 額 金 5 2 , 6 9 0 , 0 0 0 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 4 , 7 9 0 , 0 0 0 円

5 契約の相手方 東京都港区芝五丁目 3 6 番 7 号三田ベルジュビル 1 9 階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司

令和 7 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

参 考 資 料

消防ポンプ自動車（CD-I 型）取得概要

1. 品 名 消防ポンプ自動車（CD-I 型）
2. 規 格 日野デュトロ 2WG - XZU643B
3. 取得台数 2 台
4. 納入場所 行田市消防本部
5. 配備箇所 消防団南部第6分団 及び 消防団南部第7分団
6. 取得理由 行田市消防団南部第6分団及び南部第7分団に現在配備されている消防ポンプ自動車（CD-I 型）は、平成18年度に購入され、18年が経過し老朽化していることから、車両を更新し配備するもの。

7. 設備概要

(1) 主な仕様

- ① エンジン ディーゼルエンジン（水冷4サイクル）
- ② 総排気量 4,009CC
- ③ 乗車定員 6名
- ④ その他仕様
 - ・ 2 輪駆動
 - ・ ポンプ性能 A - 2 級
 - ・ 真空ポンプ（無給油式・自動揚水装置付）
 - ・ ホースカー昇降装置（電動油圧直立式）
 - ・ バッテリー自動充電装置
 - ・ 周囲照明灯
 - ・ ドライブレコーダー
 - ・ 赤色警光灯
 - ・ 電子サイレン
 - ・ アルミシャッター

物 品 売 買 仮 契 約 書

1 品名、規格及び数量

- (1) 品 名 消防ポンプ自動車 (CD-I 型)
- (2) 規 格 日野デュトロ 2WG-XZU643B
- (3) 数 量 2台

2 契約金額 金52,690,000円

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 金4,790,000円

3 納入期限 令和8年3月31日まで

4 納入場所 行田市消防本部

5 契約保証金 行田市契約規則第5条第3号の規定により免除

6 その他の特定条件

この仮契約は、行田市議会の議決を経たときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。

ただし、この仮契約が市議会で否決されたときは、無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

上記物品の売買契約について、発注者 行田市 と 受注者 株式会社モリタ 東京支店 とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和7年5月9日

埼玉県行田市本丸2番5号
発注者 行 田 市
行田市長 行 田 邦 子

東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階
受注者 株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司

入 札 結 果

1 入札年月日 令和7年4月25日

2 予 定 価 格 48,982,200円 (事前公表)

入 札 参 加 業 者	第 1 回	
	入 札 額 (円)	順位
ジーエムいはら工業株式会社 東京営業所	48,960,000円	7
株式会社ナカムラ消防化学 東京営業所	48,900,000円	6
長野ポンプ株式会社 東京営業所	48,730,000円	3
日本ドライケミカル株式会社 車輛営業部	48,820,000円	4
日本機械工業株式会社 本社営業部	48,850,000円	5
株式会社ネイチャー	44,880,000円	失格
株式会社野口ポンプ製作所	48,700,000円	2
株式会社モリタ 東京支店	47,900,000円	1

- ・株式会社ネイチャーは、一般競争入札参加資格の審査を辞退したため失格とした。
- ・予定価格は消費税及び地方消費税の額を控除した額である。
- ・入札額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込に係る金額である。

3 取 得 方 法 一般競争入札